

長岡市国民健康保険の加入者のうち被用者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の感染者等を対象に「傷病手当金」を支給します

長岡市国民健康保険では、新型コロナウイルス感染症に感染等した被用者（給与収入のある方）が仕事を休みやすい環境を整備するため、国の定める基準に従って、傷病手当金を支給します。

下記の「◆支給対象者」に該当する方は、申請の手続き等についてご案内しますので、国保年金課 国保給付担当（電話：0258－39－2006）※平日 8：30～17：15までご連絡ください。

◆支給対象者

○次の4つの条件をすべて満たす方が対象となります。

- ☐ 長岡市国民健康保険の加入者（被保険者）であること。
- ☐ 勤め先から給与の支払いを受けていること。
- ☐ 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われたことにより、その療養のために仕事を休んだ日が連続して4日間以上あること。
- ☐ 仕事を休んだ期間に対する給与の支払いを受けられなかった、または一部減額されていること。ただし、一部減額の場合には、支給された給与の額によっては対象とならない場合があります。

○以下のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- ☐ 新型コロナウイルス感染症以外の病気、ケガ等の理由により、仕事を休んだ。
- ☐ 自身に発熱等の症状はないが、濃厚接触者の可能性があるため、仕事を休んだ。
- ☐ 自身に発熱等の症状はないが、親族の看病等の理由により、仕事を休んだ。
- ☐ 自身に発熱等の症状はないが、国や自治体による外出自粛要請や休業要請、事業主からの指示により、仕事を休んだ。
- ☐ 事業主が事業を休止または廃止した。
- ☐ 自身が事業主であり、給与の支払いを受けていない。

◆支給額

- ・ **1日あたりの支給額【※1】 × 支給対象となる日数【※2】**で計算します。

【※1】直近3か月間の給与収入（ボーナスは除く）の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3
（ただし、「最高等級の標準報酬月額 × 1/30 × 2/3」が上限になります。）

【※2】労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日
（仕事を休んだ初日から連続する3日間を除いて、4日目からが支給対象となります。もともと勤務が割当てられていなかった休日については支給対象に含めることはできません。）

◆支給対象期間

- ・ **令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間【※1】で療養のため労務に服することができない期間**（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで）

◆申請方法

- ・ 表面の「◆支給対象者」に該当される方は、申請に必要な手続き等をご案内しますので、下記のお問合せ先に電話でご連絡ください。
- ・ 以下の「提出書類」（本人が記入する書類だけでなく、事業主や医療機関から記入・証明していただく書類もあります）をすべて用意したうえで、郵送で提出してください。

※ 仕事を休んだ翌日から2年以内に申請手続きをしてください。

【提出書類】

- ☐ 申請書①（世帯主記入用）
- ☐ 申請書②（被保険者記入用）
- ☐ 申請書③（事業主記入用）
- ☐ 申請書④（医療機関記入用）

※ 申請書の様式と記載例は市のホームページからダウンロードできます。

- ☐ 資格確認書のコピー

原則、申請書①～④すべての提出が必要となります。

個別の状況により、一部申請書の提出が不要になる場合や、追加資料の提出が必要になる場合等がありますので、必ず電話でお問合せください。

医療機関のひっ迫状況に対応し、令和4年8月9日より申請書④の提出を省略することが可能となりました。なお、この場合申請書②下部の事業主記入欄の記入が必要となります。

お問合せ先

長岡市福祉保健部 国保年金課 国保給付担当
〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

電 話：0258-39-2006（直通）平日8:30～17:15

F A X：0258-39-2311

メール：kokuho@city.nagaoka.lg.jp